

## 小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定について

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定について意見を伺います。

### ○児童福祉法

#### 第34条の15

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽かなければならない。

### ○子ども・子育て支援法

#### 第43条

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

### 1 基本事項

事業種類	小規模保育事業A型
名称	ニチイキッズたなべ保育園
所在地	京田辺市田辺針ヶ池 15 番 2 ヒラドツツジガーデン 1 階
設置者	株式会社ニチイ学館
開所予定日	令和4年4月1日
認可定員 (利用定員)	19人 (0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人)

### 2 認可内容

項目	認可基準	申請内容	適否
職員配置 保育士	①0歳児 3:1 ②1・2歳児 6:1 ③上記に加え1人配置	①園児数 6人 必要数 2.0人 ②園児数 13人 必要数 2.1人 ③ 計 必要数 1.0人 実配置数 (常勤換算) 6人	適

項目		認可基準	申請内容	適否
職員配置	調理員	配置 ※調理業務を委託する場合は不要	配置 (常勤1人、非常勤1人)	適
	嘱託医	配置	確保済	適
	嘱託歯科医	配置	確保済	適
設備等	必要諸室	①乳児室又はほふく室 ②調理室 ③便所	①有 ②有 ③有	適
	保育室等	①乳児室 乳児×3.3 m <sup>2</sup> ②ほふく室 満2歳未満児×3.3 m <sup>2</sup> ③保育室又は遊戯室 満2歳以上児×1.98 m <sup>2</sup>	①乳児室 基準面積:6人×3.3 m <sup>2</sup> = <u>19.8 m<sup>2</sup></u> 保有面積: <u>21.34 m<sup>2</sup></u> ②ほふく室 基準面積:6人×3.3 m <sup>2</sup> = <u>19.8 m<sup>2</sup></u> 保有面積: <u>26.52 m<sup>2</sup></u> ③保育室 基準面積:7人×1.98 m <sup>2</sup> = <u>13.86 m<sup>2</sup></u> 保有面積: <u>15.87 m<sup>2</sup></u>	適
	屋外遊技場	満2歳以上児×3.3 m <sup>2</sup>	基準面積:7人×3.3 m <sup>2</sup> = <u>23.1 m<sup>2</sup></u> 保有面積: <u>51.16 m<sup>2</sup></u>	適
運営	保育時間	1日につき8時間を原則	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:30~16:30	適
	給食	自園調理 ※連携施設等からの搬入も可	自園調理	適
	内部規程	運営についての重要事項に関する規程の策定	策定済	適
非常災害対策	耐火等	※保育室等を2階以上に設ける場合 ①耐火又は準耐火建築物 ②待避上有効なバルコニー等	保育室等は1階	適
	防災	※保育室等を2階以上に設ける場合 ①消火器具 ②非常口その他必要設備	保育室等は1階	適

項目	認可基準	申請内容	適否
連携施設	保育所、幼稚園、こども園等 ①保育内容の支援 ②代替保育 ③卒園後の受け皿 ※R8.3まで経過措置あり	今後確保に努める。	適